

取扱区分：「公開」

平成30年第9回

周南市農業委員会総会議事録

注. 発言の内容についてはその要旨を記載しております。

(発言そのものの記載ではありません。)

この公開用議事録は個人情報に関連すると思われる部分等については●で消しています。



平成30年8月10日（金）10時00分～

於：新庁舎2階 共用会議室 H

平成30年第9回

周南市農業委員会総会議事録

1 日 時 平成30年8月10日（金） 午前10時00分 ～ 11時15分

2 場 所 新庁舎2階 共用会議室 H

3 会議に付した議案

議案第25号	農地法第3条の規定による許可申請について	5件
議案第26号	農地法第5条の規定による許可申請について	5件
議案第27号	農地法第3条第2項第5号の規定による 別段面積について	1件
報告第27号	農地法第4条の規定による農地転用届出について	4件
報告第28号	農地法第5条の規定による農地転用届出について	23件
報告第29号	非農地証明について	2件
報告第30号	農地所有適格法人報告書の提出について	8件

4 出席委員

第1番	原 田 雅 之 君	第2番	歳 光 時 正 君
第3番	竹 安 昌 巳 君	第4番	林 俊 一 君
第5番	松 田 孝 行 君	第6番	藤 原 典 子 君
第7番	岩 田 実 君	第8番	弘 中 壽 君
第9番	山 崎 光 夫 君	第10番	徳 本 勉 君
第11番	秋 貞 啓 子 君	第14番	田 中 栄 作 君
第15番	藤 井 孝 君	第16番	笠 井 保 雄 君（職務代理者）
第17番	西 田 孝 美 君（会長）		

5 欠席委員

第12番 佐 伯 伴 章 君

第13番 高 橋 恵 君

6 事務局職員

局 長 藤 井 豊 次 長 山 本 博 彦

次長補佐 時 重 智 一 書 記 松 原 義 孝

事務局長

皆さん、おはようございます。

総会に入る前に、別段面積の設定の別紙1に誤りがあり、委員さんに差し替えをお願いいたしました。

お詫び申し上げます。

それでは、まず、定足数の報告をさせていただきます。

本日の総会の出席委員は17名中15名で、周南市農業委員会会議規則第9条に規定された定足数、過半数を充たしておりますので、総会は成立いたします。

なお、本日の欠席は、第12番佐伯 伴章委員、第13番高橋 恵委員の2名でございまして、周南市農業委員会会議規則第5条の規定による欠席の届出がありましたので、ご報告いたします。

それでは、議長よろしくをお願いいたします。

開会（午前10時00分 ～ ）

議長（西田会長）

それでは只今より、平成30年第9回周南市農業委員会総会を開会いたします。

これより議事に入ります。

議事日程第1、議事録署名委員の指名ですが、周南市農業委員会会議規則第23条に規定された議事録署名委員は、第5番、松田 孝行委員さん第9番、山崎 光夫委員さんのご両名をお願いいたします。

議事日程第2、議案の審議に入ります。

それでは、議案第25号を議題といたします。

なお、1番、2番についてですが、譲受人が同一ということで、一括して事務局よりの議案の説明をお願いいたします。

議案書の1ページをお願いいたします。

事務局長

それでは、1番及び2番につきましては、一括してご説明いたします。

なお、譲受人は同一で、別々で申請書が提出されました理由につきまして、少しご説明させていただきます。

譲渡人の持ち分がそれぞれ2分の1あり、1番は贈与による所有権移転、2番は売買による所有権移転ということで、それぞれ登記原因が異なることから

別々で申請書が提出されました。

それでは、説明に入ります。

申請地は、周南市大字●●字●●●●に所在する農地の田1筆の1,974平方メートルでございます。

1番の権利移動の事由に関しましては、譲受人と譲渡人は親子関係であり、現在も譲受人が耕作していることから、譲り渡すとのことです。

次に、2番の権利移動の事由に関しましては、譲渡人からの申し出がありこれに応じて、譲り受けられるものでございます。

次に、農地法第3条第2項各号の農地の権利移動の制限に関する事項について、ご説明いたします。

まず、第1号の全部効率利用要件についてですが、譲受人は、耕作要件、農機具の保有状況等からみても、又、通作距離は300メートルと近距離であり、農地の全てを効率的に利用できると見込まれます。

第2号の農地所有適格法人以外の法人の規定は個人であり、該当ありません。

また、第3号の信託要件の規定についても、信託でないので該当ありません。

第4号の農作業常時従事要件ですが、譲受人は、農作業を行う必要がある日数について、農作業に従事すると見込まれると判断いたします。

第5号の下限面積要件ですが、取得後の農地は約48アールで、当地区の30アールの下限面積要件を満たしております。

第6号の転貸禁止要件ですが、所有権移転ですので、転貸禁止要件には該当いたしません。

次に、第7号の地域調和要件ですが、譲受人は、水稻の作付けを行う計画であり、今回の権利移動により、周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えております。

以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件の全てを満たしていると判断しております。

以上でございます。

議長（西田会長）

只今の事務局からの説明に関連いたしまして、地区担当農業委員さんからの現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

第7番

第7番岩田です。

岩田 実委員

議案第25号1番及び2番について補足説明いたします。

申請地は、平成9年に相続により姉妹で持分2分の1ずつの農地です。

7月28日に譲受人と譲渡人で、現地で意思確認をしました。

一方の譲渡人の妹さんとは、当日電話にて意思確認をしました。

姉妹共に年齢を重ねるので、話し合いのできる今のうちに、譲り渡すとのことでした。

議案第25号1番については、母親からの贈与、議案第25号2番については、叔母との売買による権利移動になります。

申請地は、地目は田で面積は1,974平方メートルで水稻が作付けされて管理も行き届き良く育っていました。

譲受人は、以前から母親と共に耕作しており、譲り受けるとの事でした。

意欲的な青年で農機具も揃っており、今後も継続的に稲作経営がなされるものと思われま

す。隣接農地との問題もなく、親族間の権利移動であり、支障はないと思われ

ます。

ご審議の程、よろしく申し上げます。

議長（西田会長）

ありがとうございました。

只今の1番及び2番の案件につきまして、一括して質疑を行います。

ご意見、ご質問はございませんか。

（なしの声あり）

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第25号1番につきまして、採決を行います。

許可とすることに、ご異議はございませんか。

（異議なしの声あり）

異議がありませんので、1番は許可と決定いたします。

続きまして、議案第25号2番につきまして、採決を行います。許可とす

利用の確保に支障は生じないものと考えております。

以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件の全てを満たしていると判断しております。

以上でございます。

議長（西田会長）

只今の事務局からの説明に関連いたしまして、地区担当農業委員さんからの現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

第1番

第1番の原田です。

原田 雅之委員

議案第25号3番について、補足説明いたします。

去る、8月3日、4日に現地の調査、8月4日に譲渡人、譲受人両人と申請人宅にて意思確認いたしましたので、ご報告いたします。

まず、1008番については、かぼちゃ等野菜や果樹が植えられており、草刈りもきれいにされており、管理も十分行き届いておりました。

1206番1、1199番1は、いずれも自己保全管理で草刈りもされ十分管理されておりました。

また、1119番1も自己保全管理で草刈りもされておりましたが、先月の豪雨において、譲渡人所有の隣接している山林が崩れて、一部土砂が流入しておりました。

譲渡人は、高齢となり徐々に農地の管理を行うことが難しくなっており、この度、同居している娘である譲受人に、農地を贈与したいとの事でした。

通作距離も各圃場とも1キロ未満と近く、譲受人は、今後農作業を自分主体となって行いたいとの事で、この度贈与してもらおうとの事でした。

また、今年からは隣に娘夫婦が住まれる事になりまして、その夫婦の助けも得て、今後とも管理して行きたいとの事でした。

農機具の保有状況もトラクター1台、ミニ耕運機1台、草刈り機3台、田植え機1台を所有しており、耕作者も譲受人が主とし、娘夫婦が手伝うとのことでした。

また、土砂が流入した圃場については、当面は復旧する目途は立っていないとの事でしたが、今後、復旧工事に入る場合には、事前に農業委員会の方

に相談してもらうように、一言伝えておきました。

家族の協力もあって、継続的管理が見込まれ、問題はないと考えております。

ご審議の程、よろしくお願いいたします。

ありがとうございました。

只今の3番の案件につきまして、質疑を行います。

ご意見、ご質問はございませんか。

(なしの声あり)

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第25号3番につきまして、採決を行います。

許可とすることに、ご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議がありませんので、3番は許可と決定いたします。

続きまして、議案第25号4番を議題といたします。

事務局より議案の説明をお願いいたします。

それでは、4番についてご説明いたします。

申請地は、周南市大字●●●字●●●に所在する農地の畑1筆の1,084平方メートルでございます。

権利移動の事由に関しましては、譲受人と譲渡人は親子関係であり、譲渡人が高齢により、譲受人に生前贈与するものです。

次に、農地法第3条第2項各号の農地の権利移動の制限に関する事項について、ご説明いたします。

まず、第1号の全部効率利用要件についてですが、譲受人は、耕作要件、農機具の保有状況等からみても、又、通作距離も自宅前でほとんどなく、農地の全てを効率的に利用できると見込まれます。

第2号の農地所有適格法人以外の法人の規定は個人であり、該当ありません。

また、第3号の信託要件の規定についても、信託でないので該当ありません。

議長（西田会長）

事務局長

第4号の農作業常時従事要件ですが、譲受人は、農作業を行う必要がある日数について、農作業に従事すると見込まれると判断いたします。

第5号の下限面積要件ですが、取得後の農地は約41アールで、当地区の30アールの下限面積要件を満たしております。

第6号の転貸禁止要件ですが、所有権移転ですので、転貸禁止要件には該当いたしません。

次に、第7号の地域調和要件ですが、譲受人は、引き続き茶畑として管理される計画であり、今回の権利移動により、周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えております。

以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件の全てを満たしていると判断しております。

以上でございます。

議長（西田会長）

只今の事務局からの説明に関連いたしまして、地区担当農業委員さんからの現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

第5番

第5番松田です。

松田 孝行委員

7月26日の5時から、譲受人のご夫婦とお会いいたしまして、現地を見て参りました。

現地は、本人の自宅の隣になっておりまして、そこに農業用倉庫が立って中に、トラクターと茶畑の維持管理の関係で、草刈り機が2台ありました。

そこを維持していくという事で、中身を見ても十分維持できるだろうと思っております。

皆様のご審議の程、お願いします。

議長（西田会長）

ありがとうございました。

只今の4番の案件につきまして、質疑を行います。

ご意見、ご質問はございませんか。

（なしの声あり）

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第25号4番につきまして、採決を行います。

許可とすることに、ご異議はございませんか。

事務局長

(異議なしの声あり)

異議がありませんので、4番は許可と決定いたします。

続きまして、議案第25号5番を議題といたします。

事務局より議案の説明をお願いいたします。

議案書の2ページをお願いします。

それでは、5番についてご説明いたします。

申請地は、周南市大字●●●字●●●●に所在する農地の畑1筆の164平方メートルでございます。

権利移動の事由に関しましては、譲渡人は遠隔地に居住しており、耕作が困難となり、叔母にあたる方へ農地を譲り渡すものです。

次に、農地法第3条第2項各号の農地の権利移動の制限に関する事項について、ご説明いたします。

まず、第1号の全部効率利用要件についてですが、譲受人は、耕作要件、農機具の保有状況等からみても、農地の全てを効率的に利用できると見込まれます。

第2号の農地所有適格法人以外の法人の規定は個人であり、該当ありません。

また、第3号の信託要件の規定についても、信託でないので該当ありません。

第4号の農作業常時従事要件ですが、譲受人は、農作業を行う必要がある日数について、農作業に従事すると見込まれると判断いたします。

第5号の下限面積要件ですが、取得後の農地は約46アールで、当地区の30アールの下限面積要件を満たしております。

第6号の転貸禁止要件ですが、所有権移転ですので、転貸禁止要件には該当いたしません。

次に、第7号の地域調和要件ですが、譲受人は、キウイの栽培を計画されており、今回の権利移動により、周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えております。

以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件の全て

を満たしていると判断しております。

以上でございます。

議長（西田会長）

只今の事務局からの説明に関連いたしまして、地区担当農業委員さんからの現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

第3番

第3番竹安です。

竹安 昌巳委員

議案第25号5番について、去る7月30日に譲渡人と電話にて、意思確認を行い又、譲受人の代理人の息子様と、8月4日に立会のもと、現地確認と意思確認を行いましたので、ご報告いたします。

申請地は先程事務局よりの説明の通りで、現況はキウイ2本移植され、鉄パイプの柵が設置され、維持管理がされていまして。

次に、所有者である譲渡人は、遠隔地に居住し、最近体調を崩し耕作困難となり、従前より維持管理を手伝ってくれた、親戚である譲受人に譲渡すことにしたとの事でした。

次に、現地立会では、申請書及び営農計画書により確認しました。

経営規模4,466平方メートル、農業機械は、トラクター、田植機、ミニ耕運機、軽トラ等を所有、作業従事も息子さんが主体として従事するとの事で、問題ないと思われまます。

なお、今回、道を挟んだ非農地の隣接地も取得し、一体的に維持管理するとの事でした。

ご審議の程、よろしく申し上げます。

議長（西田会長）

ありがとうございました。

只今の5番の案件につきまして、質疑を行います。

ご意見、ご質問はございませんか。

（なしの声あり）

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第25号5番につきまして、採決を行います。

許可とすることに、ご異議はございませんか。

（異議なしの声あり）

異議がありませんので、5番は許可と決定いたします。

事務局次長

続きまして、議案第26号1番を議題といたします。

事務局より議案の説明をお願いいたします。

議案書の3ページをお願いします。

議案第26号「農地法第5条の規定による許可申請について」ですが、議案書の訂正ございます。

番号1、大字●●字●●●●の転用目的についてですが、太陽光発電システムとしているところを、太陽光発電パネル設置に訂正をお願いいたします。

申し訳ございませんでした。

それでは、今月の農地法第5条による許可申請は1議案5件、1番からご説明いたします。

譲受人は、周南市に居住の会社員の方です。

太陽光発電事業を行うために申請地を購入し、パネル設置面積605.88平方メートル、発電出力49.5キロワットの太陽光パネル324枚を設置するものです。

譲受人は、適切な太陽光発電システム用地を探していたところ、日当たりも良く、譲渡人が、遠方で農業を継承する意思がないことから、今回の申請になったものです。

まず、申請地の位置からご説明いたします。

(スクリーンで説明)

申請地は、●●●●支所から南東に1.9キロメートルのところに位置しております。

申請地の所在につきましては、周南市大字●●字●●562番1、地目は「田」、地積は1,377平方メートルでございます。

こちらが、地籍図でございます。

続きまして、土地利用計画図でございます。

最後に、申請地の写真でございます。

(スクリーンでの説明終了)

次に、農地転用許可基準について、ご説明いたします。

まず、農地区分につきましては、都市計画法により非線引き都市計画区域

に存在する、第3種農地に該当いたします。

農地区分と転用目的の適合性につきましては、立地の代替性がなく、農地法第5条第2項第2号に該当いたしません。

資力及び信用につきましては、資金計画書及び残高証明書が添付されておりまして、適当であると判断されます。

転用の妨げとなる権利を有する者の同意につきましては、該当ございません。

遅滞なく転用目的に供することの確実性につきましては、添付された事業計画書により適当と思われま。

周辺農地の営農条件への支障につきましては、被害防除計画書が添付されており、汚水についてはありません。

また、雨水につきましては、用悪水排水路への排出でございます。

行政庁の許可・認可等の処分に見込み・協議の状況等につきましては、該当ございません。

以上でございます。

よろしくご審議お願いします。

議長（西田会長）

只今の事務局からの説明に関連いたしまして、地区担当農業委員さんからの現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

第2番

2番 歳光です。

歳光 時正委員

番号1番について、8月8日現地調査を行いましたので報告いたします。

譲渡人は、遠隔地に在住でございまして、電話で意思確認をしております。

また、譲渡人は、3度連絡をしましたが、連絡が取れませんでした、4度目にやっと電話連絡が付きました。

そして、意思確認を行っております。

本年3月末まで、利用権において農地として利用しておりましたが、4月より利用権をしていた農地が譲渡人に戻り、耕作をしていただけなくなりました。

譲渡人は、現在●●市在住でありまして、田の管理ができなくて困っていたところ、譲受人により、売買による所有権移転及び太陽光発電パネルを設置する話が持ち上がり、譲受人は今回の申請より、他にも70キロワットの相当設備をしており、今回の申請になりました。

面積1,377平方メートル内において、発電出力49.5キロワット、太陽電池の合計出力98.8キロワットの設備を設置するものでありまして、すぐ南隣には、●●●●●及び西側には、●●グラウンドに面しているため隣接農地もなく、調査項目に従いまして調査を行いました、問題ないと思われま。

ご審議をよろしくお願ひいたしまして、報告を終わります。

ありがとうございました。

只今の1番の案件につきまして、質疑を行います。

ご意見、ご質問はございませんか。

(なしの声あり)

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第26号1番につきまして、採決を行います。

許可とすることに、ご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議がありませんので、1番は許可と決定いたします。

続きまして、議案第26号2番を議題といたします。

事務局より議案の説明をお願いいたします。

許可申請の2番について、ご説明いたします。

申請人は、周南市に居住している会社役員の方です。

現在の資材置場が遠方であるため、当該地方面の土地を探していたが、申請地の売買相談により合意、業務に必要な資材、工事用車両置場として、利用するものです。

なお、譲渡人は、土地の維持管理が困難であることから、売却することとなり

今回の申請になったものです。

議長（西田会長）

事務局次長

まず、申請地の位置からご説明いたします。

(スクリーンで説明)

申請地は、●●●支所から南西へ約1.2キロメートルのところに位置しております。

申請地の所在につきましては、大字●●●●●字●●●1911番1、地目は田、地積は2,228平方メートルでございます。

続きまして、分間図でございます。

続きまして、土地利用計画図でございます。

砂10立方メートル、クラッシャーラン30立方メートル、コンクリート製品10トン、4トンユニック、2・3・4トンダンプ各1台、0.7立方メートルタイヤショベル1台、6トンユンボ3台、3トンユンボ1台、仮設ハウス3基でございます。

最後に、申請地の写真でございます。

(スクリーンでの説明終了)

次に、農地転用許可基準について、ご説明いたします。

まず、農地区分につきましては、水管・下水道管の2種類が埋設されている道路で、かつ、おおむね500メートル以内に2以上の教育施設及び医療施設のある第3種農地に該当いたします。

農地区分と転用目的の適合につきましては、立地の代替性がなく、農地法第5条第2項第2号に該当いたしません。

資力及び信用につきましては、資金証明書及び残高証明書が添付されておりました。適当であると判断されます。

転用の妨げとなる権利を有する者の同意につきましては、該当ございません。

遅滞なく転用目的に供することの確実性につきましては、添付された事業計画書により適当と思われま。

周辺農地の営農条件への支障につきましては、被害防除計画書が添付されており、雨水につきましては、道路側溝への排出でございます。

行政庁の許可・認可等の処分の見込み・協議の状況等につきましては、該当

ございません。

以上でございます。

よろしくご審議お願いします。

議長（西田会長）

只今の事務局からの説明に関連いたしまして、地区担当農業委員さんからの現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

なお、地区担当の高橋 恵委員さんですが、本日は欠席されておりますので、預かりました報告書により、事務局長より報告をさせていただきます。

事務局長

高橋委員さんからお預かりしました、報告書を代読いたします。

議案第26号2番報告書

7月30日に譲受人と現地にて確認いたしましたので、報告いたします。

尚、譲渡人とは、電話で確認いたしました。

現地は、梅の木が数本植えてあり、譲渡人も時々草刈り等もしていましたが、段々と維持管理が難しくなってきました。

そこで、知人である譲受人が●●●に土地を探していると聞き相談したところ、申請地が大型車両の進入が可能、新設した営業所、受注工事からも近いことから、資材置場として適所である為、土地の売買に応じることになり、今回の申請になりました。

事業計画書等書類も完備されておりますので、問題はないように思われます。

ご審議の程、よろしくお願いします。

以上です。

議長（西田会長）

ありがとうございました。

只今の2番の案件につきまして、質疑を行います。

ご意見、ご質問はございませんか。

（なしの声あり）

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第26号2番につきまして、採決を行います。

許可とすることに、ご異議はございませんか。

（異議なしの声あり）

事務局次長

異議がありませんので、2番は許可と決定いたします。

続きまして、議案第26号3番を議題といたします。

事務局より議案の説明をお願いいたします。

許可申請の3番について、ご説明いたします。

申請人は、市内で旅館業を営む法人の方です。

現在、隣接地にある旅館の利用客増加に伴い、駐車場不足を解消するため申請地を確保するものです。

なお、譲渡人は、高齢により耕作が困難であることから、売却することになり、今回の申請になったものです。

まず、申請地の位置からご説明します。

(スクリーンで説明)

申請地は、●●支所から南西へ約120メートルのところに、位置しております。

申請地の所在につきましては、大字●●字●●●●4239番6、地目は田、地積は77平方メートル、同じく4240番1、地目は田、地積は1,231平方メートルでございます。

なお、申請中の非農用地が44平方メートルあり、一体利用面積といたしましては、1,352平方メートルでございます。

続きまして、分間図でございます。

続きまして、土地利用計画図でございます。

利用者用駐車場、普通自動車49台でございます。

最後に、申請地の写真です。

(スクリーンでの説明終了)

次に、農地転用許可基準について、ご説明いたします。

まず、農地区分につきましては、おおむね300メートル以内に支所が存在する、第3種農地に該当いたします。

農地区分と転用目的の適合につきましては、立地の代替性がなく、農地法第5条第2項第2号に該当いたしません。

資力及び信用につきましては、資金計画書及び残高証明書が添付されており

まして、適当であると判断されます。

転用の妨げとなる権利を有する者の同意につきましては、該当ございません
遅滞なく転用目的に供することの確実性につきましては、添付された事業計
画書により適当と思われます。

周辺農地の営農条件への支障につきましては、被害防除計画書が添付されて
おり、雨水につきましては、農業用排水路以外の河川又は水路への排出で
ございます。

行政庁の許可・認可等の処分の見込み・協議の状況等につきましては、該当
ありません。

以上でございます。

よろしくご審議お願いします。

議長（西田会長）

只今の事務局からの説明に関連いたしまして、地区担当農業委員さん
からの現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

第8番

第8番弘中でございます。

弘中 壽委員

本件の申請につきましては、8月3日、譲渡人、譲受人と双方と面接を行
いまして、色々当地で立会いたしまして、話を聞きました。

当農地は、受け人の直ぐ隣接した農地でございます。渡し人の方は、町
のど真ん中に一つ農地が残っておるという関係もあり、色々な農地上のアク
セスも不便であるというような事で、双方が、譲り渡したい、受けたいとい
うような条件設定ができて、所有権の移転をという事で話が成り立って
おるようでございます。

そう言ったことから、当申請になったという事でございます。

あらゆる諸条件は整っておるようございまして、それをもってご審議の
方、よろしくをお願いいたします。

議長（西田会長）

ありがとうございました。

只今の3番の案件につきまして、質疑を行います。

ご意見、ご質問はございませんか。

（なしの声あり）

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

資力及び信用につきましては、資金証明書及び借入金申込書が添付されておりまして、適当であると判断されます。

転用の妨げとなる権利を有する者の同意につきましては、該当ございません。

遅滞なく転用目的に供することの確実性につきましては、添付された事業計画書により適当と思われまます。

周辺農地の営農条件への支障につきましては、被害防除計画書が添付されておりまして、汚水についてはありません。

また、雨水につきましては、農業用排水路以外の河川又は、水路への排出でございます。

行政庁の許可・認可等の処分の見込み・協議の状況等につきましては、該当ありません。

以上でございます。

よろしくご審議お願いします。

議長（西田会長）

只今の事務局からの説明に関連いたしまして、地区担当農業委員さんからの現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

第9番

9番山崎でございます。

山崎 光夫委員

第4番について去る8月6日に、譲渡人とそれと譲受人につきましては、遠隔地ということで、譲受人から委任を受けている、事業の実施者と現地に行きまして、調査をいたしましたので、その結果をご報告いたします。

申請地は、毎年草を刈られ、よく管理がされておりまして、今年も6月に草刈りをされたようでございまして、今は、少し草が伸びたような状況でございました。

今回、譲渡人は先程事務局の説明がありましたように、高齢で後継者もいなく、しかも申請地は、自宅から遠隔地にあり、管理が困難なため、譲受人に譲渡されるものでございます。

申請地は、日当りは非常に良く、太陽光発電の設置に適していることから、太陽発電のパネル設置されるものでございます。

周辺は、水稻の作付けはされていなくて、遊休農地になっておりまして、又

被害防除計画ですが、雨水につきましては、直ぐ近くの水路に自然放流をされ又、近くに家があるため、草を抑えるための防草シートをされるということでございます。

先程、事務局の説明がありましたように、資金計画書も出ておりますし、何ら問題ないと思われますので、よろしくご審議の程お願いします。

議長（西田会長）

ありがとうございました。

只今の4番の案件につきまして、質疑を行います。

ご意見、ご質問はございませんか。

（なしの声あり）

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第26号4番につきまして、採決を行います。

許可とすることに、ご異議はございませんか。

（異議なしの声あり）

異議がありませんので、4番は許可と決定いたします。

続きまして、議案第26号5番を議題といたします。

事務局より議案の説明をお願いいたします。

事務局次長

許可申請の5番について、ご説明いたします。

譲受人は、市内に居住の農林業に従事されている方です。

農地荒廃防止のため、圃場管理を受けておられますが、農機具の大型化と機器の多様化に伴い、その保管場所に苦慮されておりました。

譲渡人は、畑の果樹管理が困難であることから、譲受人の自宅入口でもある申請地を売買することになり、今回の申請になったものです。

まず、申請地の位置からご説明いたします。

（スクリーンで説明）

申請地は、●●●●支所から東へ約3.8キロメートルのところに位置しております。

申請地の所在につきましては、周南市大字●●●字●●●161番6、地目は畑、地積は158平方メートルでございます。

こちらが、地籍図でございます。

続きます。土地利用計画図でございます。

トラクター2台、運搬車1台、自走式草刈機2台でございます。

最後に、現地の写真でございます。

(スクリーンでの説明終了)

次に、農地転用許可基準について、ご説明いたします。

まず、農地区分につきましては、農業公共投資の対象となっていない小集団の農地であり、その他農地として第2種農地に該当いたします。

農地区分と転用目的の適合性につきましては、立地の代替性がなく、農地法第5条第2項第2号に該当いたしません。

資力及び信用につきましては、資金証明書及び残高証明書が添付されておまして、適当であると判断されます。

転用の妨げとなる権利を有する者の同意につきましては、該当ございません。

遅滞なく転用目的に供することの確実性につきましては、添付された事業計画書により適当と思われまます。

周辺農地の営農条件への支障につきましては、被害防除計画書が添付されておまして、雨水につきましては、道路側溝への排出でございます。

行政庁の許可・認可等の処分の見込み・協議の状況等につきましては、該当ありません。

以上です。

よろしくご審議お願いします。

議長（西田会長）

只今の事務局からの説明に関連いたしまして、地区担当農業委員さんからの現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

第2番

2番歳光でございます。

歳光 時正委員

番号5について、8月8日に現地調査を行いましたので、報告をいたします。
譲渡人は、市外に在住しており現在、畑は、果樹、柿、梅が植えてありますが、管理は近くにおります親がしております。

今回、所有権移転で畑158平方メートルを譲受人に渡し、譲受人は、農機具及び農業用資材置き場として利用するものであります。

譲受人は、現在水田4ヘクタール以上を耕作しており、農機具も大きなものを持っており又、県道光・周東線のすぐ隣にある、現地を利用するものであります。

調査項目に従い調査を行いましたけれど、盛土や他法令や転用目的等妥当であると思われまます。

よろしくお願ひし、調査報告といたします。

ありがとうございました。

只今の5番の案件につきまして、質疑を行います。

ご意見、ご質問はございませんか。

(なしの声あり)

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第26号5番につきまして、採決を行います。

許可とすることに、ご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議がありませんので、5番は許可と決定いたします。

続きまして、議案第27号の議案の説明の前に、先月の総会で山崎委員さんより、ご質問2件受けております。

議案第27号と関連がございますことから、先に質問に対しての事務局から説明をさせていただいた後に、議案第27号の説明をお願いいたします。

それでは、ご説明いたします。

まず、山崎委員さんからの質問の1点目でございますが、山口県内の別段面積の設定状況というご質問でした。

議案書といっしょに、8月10日参考資料1ということで、県内の設定状況の一覧表をお配りしております。

資料をご覧いただければ、お解りになると思いますが、県内19市町ありまして、12市町が30アールの設定ということでございます。

防府市と下松市が20アール、長門市と美祢市が10アール、和木町は農業委員会がございません。

宇部市と山口市は、別段面積を定めてないという状況でございます。

議長（西田会長）

事務局長

続きまして、こういった経緯で現在に至ったかというのが、2点目のご質問でございました。

過去の別段面積についてという事で、先ず、昭和45年12月1日に、大島、大津島及び給島地区の下限面積を50アールから30アールに引き下げております。

次に、平成19年5月1日に、他市と共に県報に掲載とありますが、県報の掲載の前に、平成19年1月10日の周南市農業委員会総会終了後に、下限面積につきまして、委員さんと協議して決定しております。

決定方法につきましては、遊休農地を解消するために、面積を引き下げた方がよいという意見もあったようですが、最終的には、下限面積の見直しに関する意向調査票をお配りして、アンケート実施しております。

そのアンケートの実施結果を基に決定したという事でございます。

その後、農政課現在の農林課でございますが、協議したうえで、平成19年2月15日に県の農業経営課とヒアリングを実施し、県のご承認をいただき、平成19年5月1日付けで正式に、山口県報に、周南市の大島、大津島、給島は20アール、それ以外の地区は30アールということで告示しております

ですから、周南市農業委員会におきまして、県が告示した平成19年5月1日から、下限面積の正式な取り扱い開始ということになっております。

その後、平成21年12月15日から、下限面積の設定権限が周南市農業委員会に移譲されるという事で、新たに周南市農業委員会の方で公示する必要があることから、平成21年12月4日に、下限面積について、議案として上程し、審査・ご承認をいただいた後に、平成21年12月15日付けで、周南市農業委員会の方で、従前と変更なしの内容で公示して、現在に至っているという状況でございます。

以上で説明を終わります。

ありがとうございました。

質問は後ほど、一括で受けたいと思いますので、よろしく願いいたします。

議長（西田会長）

事務局次長

それでは、先月の質問に対する回答という事でございます。

改めまして議案第27号を議題といたします。

事務局より議案の説明をお願いいたします。

議案第27号「農地法第3条第2項第5号の規定による別段面積について」議案書の4ページでございます。

平成21年の農地法改正により、下限面積の設定が農業委員会に移譲され、地域の実情に応じて面積を定めることが可能となり、同年12月15日付で周南市農業委員会として告示をしているところです。

先程、局長が説明したとおりでございますが、重複いたしますが、合せてこれ以前についての、下限面積に関する見直し及び県内の面積を参考資料1として添付しています。

次に、農地の権利取得の下限面積要件の特例といたしまして、別紙の参考資料2をご覧ください。

農地法では、農地に係る権利の取得をする場合の要件は、農地法第3条第2項第5号のとおりでございますが、農地法施行規則第17条の第1項又は、第2項のいずれかの適用により、農業委員会において、この範囲内で別段の面積を定めるものでございます。

現在、周南市では、別段面積を大津島・大島・給島地区が20アール、その他の地区が30アールと定めておりますが、この下限面積については、「農業委員会の適切な事務実施について」（農林水産省経営局長通知）で、毎年総会において、面積の設定または、修正の必要性をご審議いただき、結果理由を公表することとなっております。

これらにより、別段面積の設定については、別紙1のとおりとしてお諮りするものでございます。

まず、30アール地区ですが、参考資料3、経営耕地面積規模別農家数（2015農業センサスより）30アール未満の農家数割合が53パーセント、20アール未満が27パーセントとなっており、30アール地区につきましては、「現行の下限面積30アール地区の変更は行わない。」とするものです。

次に、20アール地区です、参考資料3、下限面積20アール設定地域の

農家数（農地台帳より）20アール未満の農家数割合は、地域によっては、40パーセントに満たないところもありますが、20アール地区につきましても、地形的特性や農地の効率的利用の確保という観点も含め、「現在の別段面積を継続する。」とするものでございます。

なお、幹事会では、ご承諾をいただいております。

最後に、本年2月9日に策定しました「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」に掲げております、目標に向けた取り組みについて推進を図ると共に、農業の担い手不足・遊休農地増加を解消し、新規就農者の確保をするために下限面積緩和につきましても、県内市町の動向を推察し、引き続き今後も検討していきたいと考えております。

以上でございます。

ご審議の程、よろしく願いいたします。

議長（西田会長）

ありがとうございました。

質問ございますか。

第9番

山崎 光夫委員

はい、山崎委員さん。

この前、私のところに地域の方が来られまして、私の住んでいるところは皆さんご承知のとおり中山間地域の四熊で、農業をやる若い人がいなく、高齢化して農業後継者がいないという現状であり又、圃場整備が全然されていないということで、同じ農業をしても大型機械も入れられないし、非常に効率が悪いうことから、集積化も中々難しいということなんです。

また、周辺の状況を見ますと、学校も3年前に休校状態になっております。

そういった中で、空き家も沢山ありまして、先般、空き家対策である人が調査をしておられまして、その中で、空き家に関連して、町から入ってきて農業をやってみたいという人が何人おられるという事で、地域の活性化も含めて下限面積の30アールが何とかならないのかと相談を受けたことから、実態を調べて検討すべきではなかろうかという事で、提案したところでございます。

この資料を見てみますと、皆様方ご承知のように、他市の状況ですが、当然周南市は30アール、近隣の防府市は20、下松市20という事で、だい

たい同じような生活形態となっておりますが、こういった状況であるという事と、それと私が考えるには、周南の場合は、特定の大島、大津島、給島については、20アールになっておりますけれど、中山間地域で圃場整備もされていないようなところは、何とか下限面積の見直しをして、それを地域の活性化にも繋げていったらどうだろうかという事です。

また、私の周辺を見ますと、昨年までは農業をやっておられた方が、今年は全然できないという人が、各集落に沢山いらっしゃるという事で、地域の現状を考えた場合に、この下限面積については見直しをする時期に来ているのではなかろうかという事で、提案をいたしました。

以上です。

議長（西田会長）

ありがとうございました。

山崎委員さんが言われたことについては、山口県だけでなく全国でそういう問題が起こっていると思います。

20日にスタートいたしました現地調査も、それぞれ推進委員の方が、現在現地確認をしておられるようでございます。

今、山崎委員さんが言われたような提案、ご質問も多く受けておられるようでございます。

本日、9時から幹事会を開きまして、皆様のご意見を収集させていただきました。

今まで下限面積に対して、平成19年5月1日に設定して、11年になりますが、今年からすぐ山崎委員さんが言われるような、方向付けにもって行くというのも中々、いろんなケースがございますので難しいと思いますが、参考にさせていただきながら、次年度以降又、再来年が改選でございますので、その後に、農林業センサスが、今基準にしているのが、2015年です。これも2020年で変わりますし、この1、2年の間には、制度も変わるし、状況も随分変わって来るのではないかと考えております。

その辺で、ご理解いただければと思いますが、ちょっと、回答にはならないかもしれませんが。

第9番

私は、先程説明しましたが、今すぐ見直しをとというのではなく、今からこう

山崎 光夫委員

いう地域の状況があるところは、時間を掛けて見直しを検討していただきたいという事で、提案したという事です。

以上です。

議長（西田会長）

もう一つ申し上げますと、空き家に対しては、空き家に付随する農地については、1,000平方メートル以内で3条許可はありますけれど、その辺の取り扱い、別で取り扱っている市や町もございますのでその辺も含めて、今後下限面積の見直しについて、検討したいと思っております。

他ご質問はございませんか。

(なしの声あり)

山崎委員さんからのご意見をいただきました。

ありがとうございました。

今後の検討という事で、よろしく願います。

他に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第27号につきまして、採決を行います。

許可とすることに、ご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議がありませんので、議案第27号は許可と決定いたします。

以上で、審議案件は全て終了いたしました。

続きまして、報告事項に入らせていただきます。

それでは、報告第27号につきまして、事務局よりの報告事項の説明をお願いいたします。

事務局長

議案書の5ページをお願いいたします。

報告第27号「農地法第4条の規定による農地転用届出について」を、ご説明いたします。

市街化区域内の農地を、あらかじめ農業委員会に届け出て、農地以外のものに転用することにつきましては、農地法第4条第1項第7号に規定され、許可は不要とされているもので、今回は4件ございました。

内容は記載のとおりで、添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理いたしましたので、ご報告いたします。

議長（西田会長）

以上でございます。

説明が終わりました。

以上で報告第27号を終わります。

続きまして、報告第28号につきまして、事務局よりの報告事項の説明をお願いいたします。

事務局長

議案書の6ページから10ページをお願いいたします。

報告第28号「農地法第5条の規定による農地転用届出について」を、ご説明いたします。

市街化区域内の農地を、あらかじめ農業委員会に届け出て、権利移動と農地以外のものに転用することにつきましては、農地法第5条第1項第6号に規定され、許可は不要とされているもので、今回は23件ございました。

内容は記載のとおりで、添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理いたしましたので、ご報告いたします。

以上でございます。

議長（西田会長）

説明が終わりました。

以上で報告第28号を終わります。

続きまして、報告第29号につきまして、事務局よりの報告事項の説明をお願いいたします。

事務局長

議案書の11ページをお願いいたします。

報告第29号「非農地証明について」をご説明いたします。

登記簿上の地目が農地で、現況が農地以外になっている土地について、地目の変更登記をしようとする者からの申請に基づき、交付する証明書でございます。

今回は2件ございました。

内容については記載のとおりで、現地も確認いたしました。

添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により非農地である旨の確認及び証明をいたしましたので、ご報告いたします。

以上でございます。

議長（西田会長）

説明が終わりました。

以上で報告第29号を終わります。

続きまして、報告第30号につきまして、事務局よりの報告事項の説明をお願いいたします。

事務局長

議案書の12ページをお願いします。

報告の前にお詫び申し上げます。

事業年度終了後3ヶ月以内に報告しなければならないとされておりますが1番 ●●●● ●●●●、2番 ●●●●● (●)、7番 ●●●●●● ●●●●●●●●●●、8番 ●●●●●● ●●●●●●●●●●以上の4法人におきまして、3ヶ月過ぎて報告書が提出されましたので、お詫び申し上げます。

誠に申し訳ありませんでした。

それでは、報告第30号「農地所有適格法人報告書の提出について」を、ご説明いたします。

農地所有適格法人は、農地法第6条第1項及び同法施行規則第58条の規定により、毎年、事業の状況などを、事業年度終了後3ヶ月以内に農業委員会に報告しなければならないとされているものでございます。

今回は8件ございました。添付書類も含め完備しており、農地所有適格法人としての農地法第2条第3項に規定された法人形態要件、事業要件、構成員要件、役員要件を充たしておりましたので、ご報告いたします。

以上でございます。

議長（西田会長）

説明が終わりました。以上で報告第30号を終わります。

以上で、本日の議案の審議は全て終了いたしましたので、平成30年第9回周南市農業委員会総会を閉会いたします。

閉会（午前11時15分）

上記決議を明確にするため、この議事録を作成し署名委員がこれに署名する。

署 名 人

平成30年8月10日

周南市農業委員会

会 長 西 田 孝 美

委 員 松 田 孝 行

委 員 山 崎 光 夫